

**ひろば**

広報紙  
No.48  
2012年11月30日発行  
配布対象 広大全教職員

【ニュース】入試業務や教育実習業務等での前泊問題について／過半数代表者のご紹介  
【ミニひろば】チョコレートの散歩道（7）  
スイスとベルギー

発行 広島大学教職員組合  
〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2（広大西口）  
内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556  
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp  
ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

（1）回答に「上記のような業務で前泊を余儀なくされる場合」とあります。具体的にどのような場合を想定しているのか、いくつかの例示を求めます。当該具体的な例示により、過去の事例との比較等から職員個々人が該当可能性の如何を判断しやすくなります。

（2）「前泊の必要性なし」との労働時間管理者の判断の結果、当日の天候等による公共交通機関トラブルや道路の大渋滞等により該当職員が遅刻したことで生じる問題については、大学が責任を持つて対応することを要求します。権限と責任の原則からすれば当たり前のことを言えますが、それを明確にしたいと考えます。

（1）労働時間管理者による前泊の必要性の判断については、天候不順等の問題も含めて柔軟な運用することを求めます。集合時刻と公共交通機関の運転時刻との関係については具体的な例示をいただきましたが、一方、例えば、入試業務がある翌日にかけて大雪が予報されており、翌朝は公共交通機関の運行トラブルや道路の大渋滞が必至と言える事態が起ります。そうした天候不順等への対応も含めて労働時間管理者が前泊の必要性を判断できるよう、柔軟な運用が必要と考えます。

（2）入試業務や教育実習業務等での前泊について、上記（1）の柔軟な対応も含め、貴職よりの7月25日付け回答及び8月24日付け回答を全労働時間管理者に周知、徹底することを要求します。

（1）回答に「上記のような業務で前泊を余儀なくされる場合」とあります。具体的にどのような場合を想定しているのか、いくつかの例示を求めます。当該具体的な例示により、過去の事例との比較等から職員個々人が該当可能性の如何を判断しやすくなります。

（2）「前泊の必要性なし」との労働時間管理者の判断の結果、当日の天候等による公共交通機関トラブルや道路の大渋滞等により該当職員が遅刻したことで生じる問題については、大学が責任を持つて対応することを要求します。権限と責任の原則からすれば当たり前のことを言えますが、それを明確にしたいと考えます。

（1）天候不順等により、業務の円滑な実施が困難となり、そのための対応として前泊を余儀なくされる場合も想定されると思います。したがいまして、あらかじめ居住地等個別の事情を勘案の上、労働時間監督者や同管理者である管理職員により前泊の必要性の判断を踏まえ適切な指示をしていただことになりますと考えます。

（2）回答した内容につきましては、管理職員への通知のほか、研修会等を通じて各部局の担当者にも鋭意、周知、徹底を図っていきたいと考えます。

## 入試業務や 教育実習業務等での 前泊問題について

組合要求

大学回答

この問題について、組合では7月より大学と交渉を継続してきましたが、ひとつの区切りになりましたので、以下、そのやり取りをご報告します。今後、このやり取りを踏まえた各部局等での運用が為されることを期待します。また、組合としても以下の大学回答の運用及び実施状況を検証して行きます。（文責 小数）

ツ入りのチョコレートをつくり、ベーターがミルクチョコレートをつくり、リンツがコンチング法を発明したが、これが「スイスチョコレートの三大発明」と言われている。スイスでチョコレートづくりが盛んになった理由は、国民の独創性が強いことに加えて、次の二つが考えられる。第一に山国であるために急流が多く、蒸気機関が発達するまでは水力を動力としてカカオや砂糖を磨碎することができた。第二に、ヨーロッパの中央にあるため、材料や製造技術などの情報が集まりやすかつた。さらに、アルプスの牧場でとれる良質のミルクが、おいしいミルクチョコレート作りに生かされた。

一九世紀の後半から、スイス観光にやってきた世界中の立派な旅行者が、スイスチョコレートをお土産に持ち帰ることで、「チョコレート」と言われるほどに、この二つの国とチョコレートは結びついている。それには理由があり、チョコレートの魅惑の味がこの二つの国で大きく変わったのである。

山国のスイスは、一八一五年のウイーン会議で「永世中立国」となり、カカオを生産する熱帯に植民地を持つたことがない。にもかかわらず、なぜスイスのチョコレートがこんなに人気があるのか？ 一九世紀に入ってから、スイスでのチョコレート作りが急に盛んになった。とりわけ、コレーがハーゼルナットで、チョコレートの魅力の味がこの二つの国で大きく変わったのである。

日本からスイスやベルギーに行き、決まって「チョコレートを買ってきて」と言われるほどに、この二つの国とチョコレートは結びついている。それには理由があり、チョコレートの魅惑の味がこの二つの国で大きく変わったのである。

chocolate

山国の中立国となり、カカオを生産する熱帯に植民地を持つたことがない。にもかかわらず、なぜスイスのチョコレートがこんなに人気があるのか？ 一九世紀に入ってから、スイスでのチョコレート作りが急に盛んになった。とりわけ、コレーがハーゼルナットで、チョコレートの魅惑の味がこの二つの国で大きく変わったのである。

日本からスイスやベルギーに行き、決まって「チョコレートを買ってきて」と言われるほどに、この二つの国とチョコレートは結びついている。それには理由があり、チョコレートの魅惑の味がこの二つの国で大きく変わったのである。

## （7）スイスとベルギー チョコレートの散歩道

広島大学名誉教授  
佐藤清隆



（昨年春まで 生物園科学研究科  
食品物理学研究室で働いていました。）

一方のベルギーは、もともと美食で有名である。たとえば一五〇〇種以上のブランドがあるビールやワッフルがあり、「フレンチ フライド ポテト」はこの国で生まれた。この国が、どのようにして「チョコレート世界」の座をスイスと争うまでになったのだろうか。

メソアメリカからはじめてヨーロッパにカカオを持ち込み、一年間にスイス人が食べるチョコレートは一人当たり10・4kgで、日本人の5倍である。

の裕福な旅行者が、スイスチョコレートをお土産に持ち帰り、その人気は世界中に広まった。現在のスイスには、リ

ンツやネスレのような大きなチョコレート会社だけではなく、街の小さなチョコレートショップが、オリジナルのレシピで作った手作りチョコレートを売っている。

ちなみに、一年間にスイス人が食べるチョコレートは一人

当たり10・4kgで、日本人の5倍である。

の裕福な旅行者が、スイスチョコレートをお土産に持ち帰り、その人気は世界中に広まった。現在のスイスには、リ

ンツやネスレのような大きなチョコレート会社だけではなく、街の小さなチョコレートショップが、オリジナルのレシピで作った手作りチョコレートを売っている。

はすべて手作りに徹していること。

ベルギーの首都ブリュッセルの名所、グランプラスの一角にチョコレートミュージアムがあるが、そこではチョコレートを作る実演が行われている。実演しているのは、祖父の代から六十年間もチョコレート製造の指導員とコンサルタントをしているスナッカースさんである（図）。ベル

ギーのチョコレートがおいしいのは、スナッカースさんの

よつや技術者がチョコレートの製造技術を細かく指導する環境が整っているからである。



（左）スナッカースさんと（右）筆者



## 組合加入はこちらまで！

加入申込用紙をご希望の方法で送付いたします。右記までお申ください。（ホームページからでも用紙は入手できます。）  
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

東広島事務所（本部）平日 9:00～18:45

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2（広大西口）  
内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556  
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp





# 過半数代表者のご紹介

広島大学には附属学校園も含めて8カ所の事業場があります。2004年4月の法人化以降、国立大学法人も労働基準法の適用を受けることになりましたが、労働基準法第90条には、使用者（大学）は就業規則を変更する場合、「当該事業場に、労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならず、また、労働基準監督署へ就業規則変更の「届出をなすにつ

いては、組合とは別に、当該事業場の労働者の過半数を代表する者（または過半数を組織する組合）と当該協定を締結する必要があります。

つまり、教職員組合が労働者の過半数を組織していない事業場においては、組合とは別に、当該事業場の労働者の過半数を代表する者（以下、「過半数代表者」と言います）を選出しなければ、就業規則の変更も時間外・休日労働も法的には不可能となるもの



過半数代表者として

このたび霞地区事業場過半数代表になりました青山裕彦です。これまで何の活動歴もなく、教職員組合員でもない、一介の解剖学徒です。前の勤め先（株式会社生命誌研究館）で過半数代表者をやつたことがあるとはいえ、社員数十人の小さな職場であり、ほとんど形だけの仕事しかしておらず、なんとも心許ないものです。そうはいつても過半数の票をいただいた限りは出来るだけのことをしなければなりません。過半数代表として、私たちが自分の力を存分に發揮できるような環境を当局に求めに当たるうとしているのか、この紙面を頂いた機会に、二点お話しします。

ひとつめは、過半数代表とは、誰を代表するものかということです。お引き受けする決心をした一つの理由は、霞地区的組合組織率の低さにあります。そもそも組織率が過半数を超えております。

いれば組合が当局との交渉相手になるのですが、そうでない場合は新たに過半数代表者を決めなければなりません。私自身も組合員ではないのですが、非組合員を含めた霞キャンパスで働くものの代表者にはなり得ると思っております。これはけつて組合をながしろにしたり、ましてや敵対するものではありません。組合に入りたくとも入れない人、なんだか知らないけれど入るまでもないと思っている人、組合の存在を全く知らない人、組合など入ってはいけないものだと考えている人、など様々な方がおられるでしよう。私はそのような人々の声を受けられるよう努めるつもりでおります。

ふたつ目は、過半数代表の立場をどのように考え方についてです。私たちの抱える問題に対し対処するに、教授会の構成員として発言し行動すべきではないかとも考えました。これは、おそらく基本的には現体制を認めた上で行動になります。そのような縛りを自分に課してしまっているのは、自分自身の非力さに立つの問題を考える上で有効だうと思います。一人の人間に立つの顔を使い分ける危険性は承知しながらも、立場を変えなければ、ふたつの立場が融合するのが理想だと思います。大学は、現世において、ひとが最も自由に生きられるはずの空間であると思ってきました。私が人生の大半を大学やそれに近いところで暮らしてこられたのも、そういう空間を愛し、また今後も続くよう支えていきたいという思いがあつてのことだと思えます。このところ、それが反対方向に強く向かっています。これは世の趨勢を反映したもので、ひとり大学の中を何とかすればよいものではありませんし、それ故、世の中全体に対する働きかけも必要でしょう。しかし、一方で自らの足下から始めて世の中に抜けしていくという可能性もあります。

私自身は非凡です。霞で働く皆さんの力を注ぎ込んで下さい。身の回りにどのような問題があるか、大学に何を求めるか、など情報は大きな力になります。私はそれを原動力に行動します。どうぞよろしくお願ひいたします。

いて、前項の意見を記した書面を添付しなければならない」と規定されています。これは同法第36条の「(1)日8時間を超える。  
：筆者注) 時間外及び休日の労働」を可能とするための36（さぶろく）協定の場合も同様で、大学は当該事業場の労働者の過半数を代表する者（または過半数を組織する組合）と当該協定を締結する必要があります。

つまり、教職員組合が労働者の過半数を組織していない事業場においては、組合とは別に、当該事業場の労働者の過半数を代表する者（以下、「過半数代表者」と言います）を選出しなければ、就業規則の変更も時間外・休日労働も法的には不可能となるもの



本年10月から（委任期間は7月からですが）2014年6月末までの1年半ほどの間、東広島地区過半数代表を務めるようになりました西野信博と申します。今まで、組合での執行委員の経験が少しある程度でしたが、何とか過半数の署名を集めることができましたので御挨拶申し上げます。また、関係者の方にはご足労をおかけいたしました。ここに御礼申し上げます。

過半数代表の仕事内容については、緒方先生の解説などが過去にもありますが、教職員の労働時間・労働形態にかかる大変な部分として、意見聴取を受けることがあります。これらの法的な部分は、教職員組合との共同作業で、その都度、前任者やその他のご経験者を含め、皆様のご意見も頂戴しながら進めていきたいと思っております。

本年度は早速、給与削減（今国会ではなさそう）。1月からの最近でも、立て続け給与削減、昇給・昇任や個人評価の基準の曖昧さ、等々、働く意欲を削ぐ事ばかりであります。

通常国会か？）、退職金削減などの気の滅入る話から仕事が始まるようです。責務が重い役割であり、団体交渉にも緊張しながら参加している次第です。

それについても、TVをつけても最近は憂鬱になることばかりが目になります。日本の現状を見ると、リーダーシップ無き政治強さを誇った経済の衰退、そして迷走する内政と憂慮すべき外交、まさに内憂外患、瀕死の状況であることはほとんどの国民が認めるところでしょう。国政を任せるべき議員は今いざこ、ああー・・・。

さて、ここまで来て、ちょっと待てよと感じるのは私だけでしようか。翻つて、この広島大学はどうでしょうか。本学はどのような大学であるべきか、あるいは、本学をどのような大学にしたいのか、このような未来志向のイメージを感じたことのある教職員はいたい何人いるのでしょうか（斯く言う私は20年以上本学にいますが、いまだにイメージできません）。

さて、ここまで来て、ちょっと待てよと感じるのは私だけでしようか。翻つて、この広島大学はどうでしょうか。本学はどのような大学であるべきか、あるいは、本学をどのような大学にしたいのか、このような未来志向のイメージを感じたことのある教職員はいたい何人いるのでしょうか（斯く言う私は20年以上本学にいますが、いまだにイメージできません）。

過半数代表の法的立場は労働基準法に示されているのでしょ  
うが、教職員の職場であるこの東広島地区（他の地区も同様ですが・・）を働きやすくする意見を大学側に届ける事が過半数代表として恐らく最も重要な仕事ではないかと思われます。本学の未来とそれに至る道筋がはつきりと全教職員に共有できるよう環境を目指して、是非皆様のご意見を大学側に届けていきたいと思っております。

力不足の点など多々あるとは存じますが、教職員全員のご協力のもとに任期を務めていきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

です。

この間、教職員組合が事業場の過半数の労働者を組織している霞地区、東広島地区、東千田地区の3事業場において、教職員組合として過半数代表候補者を推薦し、組合の各支部長を中心にしてその支持署名を集めて来ましたが、いずれの地区でも過半数の署名を集めることができ、大学へ報告を行ないました。署名にご協力いただいた多くのみなさまに、この場を借りてお礼申し上げます。（なお、他の5事業場では組合が過半数を組織しています。）以下、当該3事業場の過半数代表者の方から挨拶と抱負をいたしましたので、ご紹介します。



このたび、東千田事業場の過半数代表となりました緒方です。どうぞよろしくお願いします。

ご挨拶に代えて、私の役割について、少しだけ、お話をしたいと思います。

事業場の過半数代表とは、主に労働基準法という法律に基づいて設けられる機関で、使用者と過半数代表との間で書面による協定を締結した場合、労働基準法において禁止されている事柄について、使用者は責任を問われることになります。

その代表例が36協定です。労働基準法においては、1日8時間、1週間につき40時間という労働時間の上限が課せられており、これを越えて労働者を働かせた使用者は罰を受けます（この場合には、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。しかし、36協定を締結しておれば、1日8時間、1週40時間を越えて働かせた場合であっても、罰を免れます。これを免罰的効果といいます。過半数代表と使用者との間に締結される協定には、この法律の仕組みはこうなっています。

そのようななかで、過半数代表は、就業規則の新設や変更に関する意見を聴取されるという役割を負います。聴取されるだけで「絶対反対」といつても、その意見は就業規則の法的な理性がある就業規則であれば、個々の労働者と使用者との間の労働条件を規定するとされています。つまり、私たち自身が就業規則に定められた労働条件に納得して同意していなくても、合理性が認められるならば、私たちの労働契約の内容になってしまふことになるのです。なんとなくすつきりしませんが、法律の仕組みはこうなっています。

そのようななかで、過半数代表は、就業規則の新設や変更に関する意見を聴取されるという役割を負います。聴取されるだけで「絶対反対」といつても、その意見は就業規則の法的な理性がある就業規則であれば、個々の労働者と使用者との間の労働条件を規定するとされています。つまり、私たち自身が就業規則に定められた労働条件に納得して同意していなくても、合理性が認められるならば、私たちの労働契約の内容になつてしまふことになるのです。なんとなくすつきりしませんが、法律の仕組みはこうなっています。

毎年、年度末には、大学側との間で、長時間にわたる協議を重ねています。そのなかでひとつでも多く、教職員のみなさんがたの意見を反映した意見を伝えていけるよう、過半数代表へ意見をお寄せください。過半数代表の役割は、みなさん教職員の方々次第で、大きくも小さくなるよう思います。そのようにして、過半数代表である私たちを支えていただければ嬉しく思います。

(2)